

II 農林水産・商工労働関係

3 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省)

【理由】

中国地域の景気は、東日本大震災により、サプライチェーン（供給網）の障害及び計画停電、自肃ムード、風評被害などの問題が発生したことから、生産水準の低下や消費が低迷するなど、回復力が弱まっており、先行きについても、復旧・復興の長期化が予想されるため、不透明である。

また、雇用情勢は、有効求人倍率が改善傾向にあるが、依然として1倍を切る厳しい状況が続いている、加えて震災の影響による企業の生産活動の低下に伴う雇用への影響が懸念される。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となった取組みが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の実施

東日本大震災は、被災地のみならず、日本各地の地域経済に深刻な影響を及ぼしていることから、被災企業の早期復旧・復興に全力で取り組むことはもとより、地方の経済・雇用に配慮した所要の対策を速やかに講じること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策の抑制に全力で取り組むとともに、円滑に輸出が出来るよう、相手国に対し国家レベルで改善を求めるここと、及び速やかな放射能基準適合証明書の取得のために、十分な検査体制を整備すること。

また、被災地企業と取引が無い地方の事業者においても、サプライチェーンの障害による生産調整、一時帰休が生じているため、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件を緩和し、地方の雇用を守ること。

2 切れ目のない経済・雇用対策の実施

東日本大震災から地方経済を早期に安定した回復軌道に乗せるため、時期を失しない継続した経済・雇用対策を行うこと。

平成23年度で原則終了する「ふるさと雇用再生特別事業」及び「緊急雇用創出事

業」については、低迷する雇用環境の改善を図るため、積み増し及び事業期間を延長すること。

3 地域経済の活性化と雇用回復につながる成長分野の推進

「新成長戦略」の中に位置付けられている「環境・エネルギー」及び「健康」「アジア経済戦略」「科学・技術・情報通信」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用回復につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ること。

4 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

とりわけ、経済危機対策の一環で創設された基金事業及び交付金については、国のが強い関与の下、市町村等に直接補助等を行う事業が多く創設されており、実施に当たり混乱が生じていることから、地方がそれぞれの実情に即して弾力的に運用できるよう、権限及び財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うこと。

また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）の地方移管を希望する県への移管が円滑に進むよう、新たな地方負担が生じない確実な財政措置を講ずるなど、国が示している移管条件の見直しを行うこと。

5 若年労働者雇用対策の拡充

依然として厳しい雇用情勢の中、新規学卒者が就職未決定のまま卒業するがないよう、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対し、職業能力開発の強化やセミナー・就職面接会の開催など、正社員として就職するための支援を一層強化するとともに、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

6 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護事業分野及び農林水産業分野は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であり、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

- (1) 介護事業分野においては、職員の能力や経験に応じた介護報酬の設定など安定的に質の高い人材を確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。
- (2) 農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

7 高年齢者、障害者及びニートの就労対策の拡充・強化

依然として厳しい雇用情勢の中、高年齢者、障害者、更にはニートの雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。

4 地域農林水産業の振興

(総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省)

【理由】

農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、燃油・飼料・生産資材価格の上昇、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

一方で、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益性や多面的機能に対する住民の期待が高まっている。

これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

また、国においては、農業の戸別所得補償制度を実施しているが、モデル事業等で明らかとなった課題への対応も必要となっている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地方の実情に配慮した戸別所得補償制度の設計

- (1) 農業者戸別所得補償制度は、中山間地域等の生産条件不利地域においても、十分な所得が補償されるよう、地域特性を考慮した単価設定とすること。
- (2) 地域農業の発展を図るため、集落営農法人など持続可能な経営体の育成を促進する対策を充実すること。
- (3) 野菜・果樹など、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産振興が図られるよう産地資金の拡充と十分な財源措置を講じるとともに、野菜・果樹農家の経営安定を推進できる仕組みを制度化すること。
- (4) 漁業の「資源管理・漁業所得補償対策」について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。
- (5) 農業・漁業以外の分野についても、戸別所得補償制度を導入する場合には、早期に制度概要案を示すとともに、地方の意見や実情を反映させること。
- (6) 米の需給調整に資するため、米の生産調整達成県に対しては、米の所得補償交付金においてメリット措置を講ずること。

2 中山間地域等における水田農業の持続的発展

- (1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が衰退するこがないように、戸別所得補償制度における配慮と併せ、農地の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、さらには農村の振興を推進するための措置を講じること。
- (2) 「農地・水保全管理支払交付金」を継続するとともに、地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

3 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代に対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

4 農業農村整備事業の推進

- 国の農業農村整備関係予算については、平成23年度においても平成22年度から大幅に削減された水準のままであり、このままでは、地域農業に大きな影響が生じる。食料自給率向上や地域特性に応じた戦略的な産地振興などの観点から、農業生産基盤整備事業の計画的な推進に必要な予算枠を確保するなど、格段の措置を講じること。
- (1) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農村地域の生活基盤整備事業の推進に格段の配慮をすること。
 - (2) 中山間地域等における高付加価値型農業等の展開及び生産活動の維持継続を図るため、地域の実情に応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進すること。
 - (3) 近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。

5 新たな担い手の確保・育成

- (1) 新規就農者に対する就農開始に当たっての施設整備等への支援のほか、当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。

6 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやD D G S（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じること。
- (2) 自給飼料生産の拡大を図るため、水田活用の所得補償交付金等の各種支援措置の継続・充実を図ること。

7 環太平洋連携協定（T P P）等貿易自由化交渉への対応

- (1) 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）をはじめとする経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）への参加交渉に当たっては、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (2) 今後のＷＴＯ交渉においても、「農業の多面的機能の発揮」「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。
- (3) ＷＴＯ交渉に当たっては、重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

8 国による関与・義務付けの廃止・縮小

- (1) 地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、例えば、農地の管理・利活用は地方が主体となって行えるよう「2ヘクタールを超える4ヘクタール以下の農地転用における大臣協議の廃止」「4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の都道府県への移譲」をするなど、国の関与を廃止し、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。
- (2) 国と地方の役割分担を踏まえ、国が直接実施したり団体等に直接交付するなど、地域主権改革の趣旨に沿わない事業を創設しないことに加え、類似の事業については整理を行うこと。

9 森林整備と木材利用を両立させる対策の充実

- (1) 環境税の創設等、森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度の創設を図ること。
- (2) 土地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進を図ること。
- (3) 製造業などの安定供給の要請、特に、東日本大震災の復興に必要となる木材需要、バイオマス利用など需要の多様化にこたえるため、木材の生産・流通・利用対策を拡充するとともに、これらの対策に地域の創意工夫のもと、中期的かつ総合的に取り組めるよう、既存の森林整備加速化・林業再生事業の延長及び財源の確保を行うこと。

10 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。
- (2) 森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の借入を抑制する支援制度（定額補助制度）を継続すること。

11 松くい虫防除事業の推進

松くい虫被害対策については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施す

るための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

12 ポジティブリスト制度の見直し等

- (1) 残留農薬のポジティブリスト制度において定めた一律基準について、農薬ごとに評価を行い、適正な基準値を設定すること。
- (2) シジミへの残留農薬が一律基準を超過したことにより、出荷の自主規制等の問題が生じていることから、魚介類における基準値設定を早急に行うこと。
- (3) 漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により生じた漁業被害に対し、損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

13 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油価格や生産資材の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、中山間地域特有の小規模産地でも対応可能な制度となるよう原油価格高騰対策や省エネ対策に係る交付金事業等の要件を緩和すること。
- (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

14 水産資源の管理・回復

- (1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組に対する支援を強化すること。
- (2) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

15 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長

平成23年度末に失効する特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長を行い、国土の保全と農林業の振興を図ること。